

古くなった消火器にご注意ください！

筑紫野太宰府消防本部

9月15日及び16日に大阪市東成区及び福岡県行橋市において、腐食が進んだ消火器を操作したことにより、消火器が破裂し受傷したと見られる事故が相次いで発生しました。

みなさまのご家庭又は事業所に設置している消火器については、同様の事故を防止するため、取り扱いにご注意ください。

【古くなり底が腐食した状態の消火器】



次のような消火器は、廃棄及び取り替えをしてください。

風雨にさらされる場所や湿気が多い場所に設置してあり、腐食が進んでいる消火器
容器に大きな傷や変形した箇所がある消火器
ラベルに表示している「耐用年数」が過ぎた消火器

消火器の廃棄する場合の注意事項

一般のゴミと同じように処分したり、放置しないでください。
放射、解体等の処分は自ら行うことなく、製造メーカー、消防用設備業者及び購入店に依頼してください。（消火器の廃棄は、一般的に費用がかかります。）
消防署では、処分等はおこなっておりません。

お困りの場合は、下記最寄りの消防署までお問い合わせください。

筑紫野消防署	9 2 4 - 5 0 3 5
太宰府消防署	9 2 4 - 4 1 1 9
消防本部予防課	9 2 4 - 5 7 9 2